

【別添】

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために
ペット関連事業者の皆様に配慮いただきたい事項

(注) 4月7日に一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を元に作成したものであり、今後変わりうる可能性があります。

【一般的な事項】

1. 催物(イベント)開催の制限について
 - ・ クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関する催物(イベント)や「三つの密」のある集まりについては、開催を自粛すること。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、慎重な対応を行うこと。
2. 事業所における対策について
 - ・ 職場内においても「三つの密」を避けることとともに、可能な場合は在宅勤務(テレワーク)を強力に推進するとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動(手洗い、咳エチケット等)の徹底、時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除(テレワークの指示を含む。)や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を行うこと。

(参考)

➤ 厚生労働省ウェブサイト

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【個別事項】

1. ペット関連の情報について

- 新型コロナウイルス感染症は、人から人に感染するとされており、現在まで、ペットが新型コロナウイルス感染症を広め得るという証拠はない。このため、飼い主等から新型コロナウイルス感染症に関連し、ペットの飼養について相談があった際には、一概にペットを手放す等の対応は適切ではないこと、ペットとの過度な接触を控えるとともに、ペットに触れた際には、手洗いや消毒を行うといった普段からの衛生対策を行うことなどの適正な飼養の徹底が重要であること等、飼い主等に対し正しい情報を伝えること。なお、新型コロナウイルス関係の情報は日々更新されており、環境省においても国際機関等の動きを注視し、ウェブサイトに関連する情報を公開しているところであり、定期的に環境省のウェブサイト参照すること。

(参考)

➤ 環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルス関連情報（ペットを飼っているみなさまへ）」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html

2. ペットの預かり等について

- 感染者の飼育するペットについての預かりを行う際は、受け入れる事業者において、その対応を行う職員から事前に受入れについての合意を得る等の必要な対応を行うこと。なお、預かりの際は、東京都獣医師会作成の「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）」を参照し、対応すること。また、必要に応じて獣医師の助言を得ること。

(参考)

➤ 東京都獣医師会ウェブサイト

トップページ

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/02/post-66.html>

「飼い主さんに向けて（新型コロナウイルス Q&A）2020年4月8日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/items/1-20200408%28Q%26A-5%E%BC%89.pdf>

「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）2020年4月5日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-72.html>

【その他】

1. 支援施策について

- ・ 政府では新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を講じている。金融支援措置、雇用調整助成金の特例措置、相談窓口、その他の支援策等の詳細については、以下ウェブサイトを参照されたい。

➤ 環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html